

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第21期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 田村 眞一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 虎見 英俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 虎見 英俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第3四半期連結 累計期間	第21期 第3四半期連結 累計期間	第20期 第3四半期連結 会計期間	第21期 第3四半期連結 会計期間	第20期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	870,165	718,569	81,532	8,684	919,684
経常損失()(千円)	1,034,854	1,295,453	542,901	662,879	1,781,763
四半期(当期)純損失() (千円)	1,025,761	1,205,736	532,728	588,940	1,769,167
純資産額(千円)	-	-	11,051,438	9,305,905	10,376,819
総資産額(千円)	-	-	11,210,471	9,513,548	10,673,098
1株当たり純資産額(円)	-	-	92,492.29	77,243.50	86,704.46
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	8,700.41	10,225.64	4,518.21	4,994.70	15,005.41
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	97.3	95.7	95.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	222,095	135,833	-	-	32,061
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	32,966	22,853	-	-	23,671
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,000	0	-	-	2,000
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	2,047,400	1,948,602	1,857,944
従業員数(人)	-	-	20	25	21

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額を計上しているため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	25
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

（2）提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	11
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はして
 おりません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしてありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間のセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
国内医薬事業(千円)	-	480
海外医薬事業(千円)	-	8,204
合計(千円)	-	8,684

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績
 の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
サンド社(オーストラリア)	37,558	46.1	-	-
あすか製薬株式会社(日本)	47,619	58.4	-	-
インパックスラボラトリーズ社(米国)	4,556	5.6	8,204	94.5

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券
 報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり
 ます。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、第11期(平成13年3月期)に医薬品開発事業に軸足を転換して以来、企業価値を高めるべく医薬
 品の研究開発並びに平成17年9月における海外の医薬品開発ベンチャー企業(Sosei R&D Ltd.)の買収等に多額の
 先行投資を行ってまいりました。医薬品の研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比
 較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイ
 ナスが先行する傾向にあります。当社グループにおきましても同様であります。また、当社グループは、当第3四半
 期連結会計期間末において現金及び預金を1,948百万円(平成22年12月末現在)有しているものの、現時点において
 安定的な収益源を有していないこと等から、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

売上高

当社グループは当第3四半期連結会計期間において、8百万円（前年同四半期81百万円）の売上高を計上しました。主な内容は、知的財産の譲渡によるものです。なお、これらの開発品等は、平成20年5月の開発パイプライン見直し以降、開発を中断し譲渡先を選定しておりました。

前年同四半期連結会計期間との主な差異の要因は、前年に発生したあすか製薬株式会社からの国内販売権導出契約における契約一時金です。

営業損益

当第3四半期連結会計期間の営業損失は、626百万円となりました（前年同四半期586百万円）。販売費及び一般管理費は635百万円となり（前年同四半期比0.3%増）、内訳は研究開発費75百万円（前年同四半期比11.5%増）、のれん償却額397百万円（前年同四半期比増減なし）、その他の販売費及び一般管理費162百万円（前年同四半期比3.5%減）となっております。

経常損益

当第3四半期連結会計期間の経常損失は、662百万円（前年同四半期542百万円）となりました。前年同四半期連結会計期間との差異は、為替差損益の差78百万円によるものです。

四半期純損益

当第3四半期連結会計期間の四半期純損失は、588百万円（前年同四半期532百万円）となりました。主な内容は、受取和解金65百万円の特別利益への計上によるものです。これは、子会社Sosei R&D Ltd.が実施しておりましたノンコアパイプライン開発品に関する委託先への損害賠償請求について、平成22年12月に和解に至り受領したものです。

セグメントの業績

当第3四半期連結会計期間のセグメントの業績は、次のとおりです。

a.国内医薬事業

国内医薬事業におきましては、0.4百万円の売上高を計上しました。主な内容は業界紙の代理店収入によるものです。また、セグメント損失は85百万円となりました。

b.海外医薬事業

海外医薬事業におきましては、8百万円の売上高を計上しました。主な内容は知的財産の譲渡によるものです。また、セグメント損失は413百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、152百万円のマイナス（前年同四半期149百万円のマイナス）となりました。主たるプラス要因はのれんの償却額397百万円であり、マイナス要因は税金等調整前四半期純損失587百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、38百万円のマイナス（前年同四半期は重要な増減なし）となりました。株式会社アクティブスファーマの買収に伴う支出38百万円が主たるマイナス要因です。また、財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません（前年同四半期は2百万円のプラス）。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,948百万円（前年同四半期2,047百万円）となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

(4)「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析、検討内容及び解消、改善するための対応策

当社グループは「2 事業等のリスク」に記載した、重要事象等の存在する当該状況を解消すべく、平成20年5月より従来の方針を本格的に見直し、研究開発費の削減を中心とした営業キャッシュ・フローの改善に向けた諸策の取り組みに着手しております。

研究開発費の削減に関する主な諸策は以下のとおりであります。

開発品の絞り込みを行い、開発後期段階の開発品に優先的に経営資源を投下し、並びに医薬候補品の探索（創薬）への投資を制限することにより、研究開発費を大幅に削減する。

多額の研究開発費を必要とする開発品A D 9 2 3（適応：癌性突出痛）はアウトライセンス若しくは

売却する。

リスクの高いプロダクト・ディスカバリー事業から撤退する。

Sosei R&D Ltd.で研究開発中のものについては、当社グループの研究開発費拠出を極力抑制しうる形態でのアウトライセンス若しくは売却を検討する。

当社グループの財政状況を見ながら、有望な後期開発段階のインライセンス候補品確保の検討も継続的に行い、ポートフォリオの新陳代謝を図ることにより、事業の継続性と企業価値向上の両立を図る。

研究開発費削減の進捗に関しましては、開発品目をSOH-075（適応：緊急避妊）など開発後期段階のプロジェクトに絞り込むとともに、多額の開発費用を要するAD923並びにSosei R&D Ltd.で研究開発中のその他の開発品（SD281、AD452など）は、平成20年10月末までに所定の開発を終了し、アウトライセンスや知的財産権の譲渡を行いました。また、プロダクト・ディスカバリー事業の撤退は平成20年10月末で終了しました。これらの結果、当社グループの研究開発費は上記諸策の取組前に比べ大幅に減少しております。

一方、その他の固定費削減の進捗につきましては、Sosei R&D Ltd.の大幅な人員削減及び研究施設の閉鎖移転は予定どおり平成21年2月に行いました。また、計画どおりマイルストーン収入を確保し、研究開発費を中心とする販売費及び一般管理費も継続して抑制しております。以上の結果、当第3四半期連結会計期間の営業キャッシュ・フローは、経営方針の見直しを開始した平成20年度に比べ大幅に改善しております。

以上により、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたします。

引き続き、徹底してグループを挙げて経費削減に取り組み、支出を抑制することに加えて、マイルストーン等の収入を確保することにより、今後2年以上の必要資金を賄えるようグループを挙げて取り組んでまいります。

（5）研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発活動は、NVA237/QVA149（適応：慢性閉塞性肺疾患）、SOH-075（適応：緊急避妊）、SD118（適応：神経障害性疼痛）について開発進捗を図りました。また、当社グループは、平成22年8月に株式会社アクティブスファーマを買収し、同社のナノ粉碎化技術を取得することで、創薬基盤技術の強化を図りました。

各開発品の進捗及びナノ粉碎化技術の詳細は以下のとおりです。

NVA237（適応：慢性閉塞性肺疾患）

開発段階：第 相臨床試験中（平成22年12月31日現在）

NVA237（臭化グリコピロニウム、1日1回吸入の長時間作用型ムスカリン拮抗薬（LAMA））は平成17年4月にノバルティス社に全世界の独占的開発・販売権を導出した開発品（単剤）であり、導出以降はノバルティス社によってCOPD（Chronic Obstructive Pulmonary Disease：慢性閉塞性肺疾患）を適応として開発が進められています。COPDは、タバコなどの有害な空気の刺激により気道（気管支）や肺（肺胞）に慢性炎症を生じ、その結果、気流が制限されたり酸素が交換できずに呼吸が困難になる病気です。中等～重等症のCOPD患者を対象とした第 相臨床試験で、NVA237は試験期間中24時間に亘る持続的な気管支拡張作用が示されました。また、チオトロピウム（すでに上市されているCOPD治療薬スピリーバの有効成分）と同様の有効性と持続的な気管支拡張作用を示すとともに、チオトロピウムに比べNVA237の優れた即効性が示唆されました。更に、28日間投与試験では安全性と忍容性が確認されました。この結果を受け、ノバルティス社が平成21年6月に第 相臨床試験を開始し、現在は4本の第 相臨床試験が実施されております。また、同社は、平成22年10月開催の平成22年第3四半期決算説明会において、NVA237の上市を平成24年に見込んでいた事を発表いたしました。

QVA149（適応：慢性閉塞性肺疾患）

開発段階：第 相臨床試験中（平成22年12月31日現在）

QVA149は、ノバルティス社が独自で開発を行っている慢性閉塞性肺疾患を適応とする開発品QAB149（インダカテロール、長時間作用型 2 刺激薬。欧州において承認取得、市販されており、米国では承認申請中）と、NVA237との配合剤です。作用機序の異なる2つの有効成分を同時投与することにより、既存薬に比べてより高い治療効果を得られると期待されています。平成22年5月にノバルティス社により第 相臨床試験が開始され、現在は3本の第 相臨床試験が実施されております。この開発進捗によるマイルストーン収入を第1四半期連結会計期間中に計上しております。また、ノバルティス社は、平成22年10月に開催の平成22年第3四半期決算説明会においてQVA149の上市を平成25年に見込んでいた事を発表いたしました。

なお、上記NVA237、QVA149につきましては、当社グループには開発費用負担は生じません。

SOH-075（適応：緊急避妊）

開発段階：承認申請中（平成22年12月31日現在）

SOH-075は緊急避妊を目的として海外で開発された黄体ホルモン系避妊薬で、既に世界約50ヶ国で承認されている開発品です。当社は日本市場向けに開発を行っており、平成20年7月に完了いたしました第 相臨床試験では、安全性については、重篤な有害事象の発現はなく、ほぼ全てが軽微な事象でした。妊娠の有無については、評価対象63例中62例の避妊を確認し、既に行われている海外での試験と同様の結果でした。これを受け、平成21年9月に厚生労働省に製造販売承認申請を行い、平成22年12月24日に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会薬事分科会において、承認して差し支えないとの結論が出されました。現在は、平成21年11月に国内販売権導出契約を締結いたしましたあすか製薬株式会社と平成23年上期中の発売に向けて準備を進めております。

SD118（適応：神経障害性疼痛）

開発段階：第 相臨床試験準備中（平成22年12月31日現在）

SD118は、当社独自の研究開発手法であるドラッグ・リプロファイリング・プラットフォーム（DRP）により創出した開発品です。日本国内において、他の適応症で開発されていた薬剤に対し再評価を実施、各種疼痛動物モデルでの実験結果から、新たに神経障害性疼痛治療のための経口剤としての可能性を見出したものです。神経障害性（神経因性）疼痛とは、神経系への感染、圧迫、外傷、腫瘍などによる神経系の一時的傷害あるいは機能異常を原因とする、長時間持続する難治性の疼痛です。既に第 相臨床試験を終了し、単回経口投与、反復経口投与試験において安全性及び忍容性を確認しております。現在は、手持ちの資金を使わない、リスクを抑えた形で第 相臨床試験を進めるため、プロジェクトファイナンス等を検討しております。

APNT（Activus Pure Nano-particle Technology）：ナノ粉碎化技術

当社グループは、創薬基盤技術の強化を図るため、平成22年8月に株式会社アクティブスファーマを買収し、同社のナノ粉碎化技術を取得いたしました。

APNTの特徴は、難溶性の医薬品原料を50-300nm（ナノメートル）レベルの結晶粒子径に粉碎しつつ、既存技術で問題となっている夾雑物（きょうざつぶつ）の混入を極めて低く抑えることが可能という点にあります。この特徴により、これまで開発が困難であった難溶性薬物の注射、点眼、吸入製剤への展開が期待されます。現在は、複数の製薬会社と提携を検討しております。

（6）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、9,513百万円となりました（前連結会計年度末10,673百万円）。

流動資産は前連結会計年度末に比べ19百万円増加し1,997百万円となりました。固定資産は前連結会計年度末に比べ1,178百万円減少し7,516百万円となりました。これは主にSosei R&D Ltd.買収に伴い発生したのれんが、償却により1,191百万円減少したことによるものです。なお、当第3四半期連結会計期間末ののれんの残高は7,411百万円です。

現金及び預金の合計額は、前連結会計年度末と比較して90百万円増加し、1,948百万円となりました。当社グループの手許流動性は、当四半期連結会計期間末では現金及び3ヶ月以内に現金化が可能な預金によるものであり、コミットメントライン契約などはありません。なお、流動資産の総資産に占める比率は21.0%であり、現金及び預金の流動資産に占める比率は97.6%です。

負債合計は、207百万円（前連結会計年度末296百万円）となりました。株主資本は前連結会計年度末に比べ1,205百万円減少し7,914百万円となりました。これは主に四半期純損失の計上によるものであります。

以上より、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.1ポイント低下し95.7%となりました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等について、該当事項はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	186,720
計	186,720

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,913	117,943	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度は 採用しておりません。
計	117,913	117,943	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づく新株引受権

(平成13年3月29日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	-	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	585	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	
新株予約権の行使期間	自平成16年3月29日 至平成23年3月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	50,000
	資本組入額	50,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は原則として権利行使不能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1. 当社は、平成13年7月18日付で株式1株につき2株、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

5. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めております。

(平成14年3月28日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	-	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	960	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	160,000	
新株予約権の行使期間	自平成17年3月28日 至平成24年3月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	160,000
	資本組入額	160,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は原則として権利行使不能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

- (注) 1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$
4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$
5. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (第2回新株予約権)(平成15年12月16日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000
新株予約権の行使期間	自平成18年12月17日 至平成25年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,001 資本組入額 50,001
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$
5. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第3回新株予約権)(平成15年12月16日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	4	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月17日 至 平成25年12月16日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	100,001
	資本組入額	50,001
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数で権利行使可能	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注) 1. 当社は、平成16年1月9日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

5. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第5回新株予約権)(平成16年6月11日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月12日 至 平成26年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800,000 資本組入額 400,000
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第6回新株予約権)(平成16年6月11日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800,000
新株予約権の行使期間	自平成19年6月12日 至平成26年6月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 800,001 資本組入額 400,001
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第7回新株予約権)(平成17年7月7日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	255
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	255
新株予約権の行使時の払込金額(円)	523,800
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月30日 至 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 523,800 資本組入額 261,900
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第8回新株予約権)(平成17年7月7日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116
新株予約権の行使時の払込金額(円)	523,800
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成27年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 523,801 資本組入額 261,901
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

会社法第236条、238条及び239条の規定に基づく新株予約権
 (第9回新株予約権)(平成18年7月17日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	245,600
新株予約権の行使期間	自平成21年6月24日 至平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 245,600 資本組入額 122,800
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価格は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第10回新株予約権)(平成18年7月17日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	188
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188
新株予約権の行使時の払込金額(円)	245,600
新株予約権の行使期間	自平成21年7月19日 至平成28年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 245,601 資本組入額 122,801
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第13回新株予約権)(平成19年7月17日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	524
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	524
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214,800
新株予約権の行使期間	自平成22年7月18日 至平成29年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 214,800 資本組入額 107,400
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」に定めております。

(第14回新株予約権)(平成19年7月17日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	611
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	611
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214,800
新株予約権の行使期間	自平成22年7月18日 至平成29年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 214,801 資本組入額 107,401
新株予約権の行使の条件	被付与者がその地位を失った場合は在籍期間に応じた個数 で権利行使可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」に定めております。

(第25回新株予約権)(平成22年9月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,540
新株予約権の行使期間	自平成24年9月7日 至平成32年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,540 資本組入額 36,270
新株予約権の行使の条件	権利期間内において被付与者がその地位を失った場合は、 「新株予約権割当契約」に定められた期間に限り権利行使 可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第26回新株予約権)(平成22年9月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,185
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,185
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,540
新株予約権の行使期間	自平成24年9月7日 至平成32年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,540 資本組入額 36,270
新株予約権の行使の条件	権利期間内において被付与者がその地位を失った場合は、 「新株予約権割当契約」に定められた期間に限り権利行使 可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第27回新株予約権)(平成22年9月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,540
新株予約権の行使期間	自平成24年9月7日 至平成32年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,541 資本組入額 36,271
新株予約権の行使の条件	権利期間内において被付与者がその地位を失った場合は、 「新株予約権割当契約」に定められた期間に限り権利行使 可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(第28回新株予約権)(平成22年9月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,540
新株予約権の行使期間	自平成24年9月7日 至平成32年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,541 資本組入額 36,271
新株予約権の行使の条件	権利期間内において被付与者がその地位を失った場合は、 「新株予約権割当契約」に定められた期間に限り権利行使 可能
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れ等の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の行使により株式を発行又は移転する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の行使価額は次の算式により調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	117,913	-	16,966,805	-	18,908,795

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から平成22年12月7日付の変更報告書の写しの送付があり、平成22年12月7日現在で12,338株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
保有株券等の数	株式 12,338株
株券等保有割合	10.46%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,913	117,913	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	117,913	-	-
総株主の議決権	-	117,913	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	137,100	154,500	105,000	94,800	87,800	84,800	109,400	121,000	174,800
最低(円)	102,000	85,500	81,100	80,200	70,600	71,300	65,000	65,000	113,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変更はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,948,602	1,857,944
売掛金	151	41,169
その他	48,384	78,872
流動資産合計	1,997,138	1,977,986
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	31,057	38,763
機械及び装置(純額)	17,782	-
工具、器具及び備品(純額)	6,512	4,178
有形固定資産合計	55,353	42,941
無形固定資産		
のれん	7,411,126	8,602,200
その他	11,189	10,430
無形固定資産合計	7,422,316	8,612,631
投資その他の資産		
その他	38,740	39,539
投資その他の資産合計	38,740	39,539
固定資産合計	7,516,410	8,695,112
資産合計	9,513,548	10,673,098
負債の部		
流動負債		
買掛金	122	55,010
未払金	46,017	32,835
未払費用	142,245	191,577
未払法人税等	3,594	2,160
その他	15,663	14,695
流動負債合計	207,642	296,278
負債合計	207,642	296,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,966,805	16,966,805
資本剰余金	18,908,795	18,908,795
利益剰余金	27,961,582	26,755,846
株主資本合計	7,914,017	9,119,753
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	1,193,995	1,103,828
評価・換算差額等合計	1,193,995	1,103,828
新株予約権	197,893	153,237
純資産合計	9,305,905	10,376,819
負債純資産合計	9,513,548	10,673,098

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	870,165	718,569
売上原価	73,002	50,063
売上総利益	797,162	668,505
販売費及び一般管理費	1,957,626	1,836,680
営業損失()	1,160,463	1,168,174
営業外収益		
受取利息	3,605	828
為替差益	121,295	-
雑収入	708	864
営業外収益合計	125,609	1,692
営業外費用		
為替差損	-	128,971
営業外費用合計	-	128,971
経常損失()	1,034,854	1,295,453
特別利益		
自己新株予約権消却益	12,000	-
新株予約権戻入益	4,878	12,034
負ののれん発生益	-	13,969
受取和解金	-	65,145
特別利益合計	16,878	91,148
特別損失		
固定資産除売却損	22	72
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,293
関係会社清算損	6,143	-
特別損失合計	6,165	1,366
税金等調整前四半期純損失()	1,024,141	1,205,670
法人税、住民税及び事業税	1,620	65
法人税等合計	1,620	65
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	1,205,736
四半期純損失()	1,025,761	1,205,736

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	81,532	8,684
売上原価	34,797	459
売上総利益	46,734	8,225
販売費及び一般管理費	633,289	635,126
営業損失()	586,554	626,900
営業外収益		
受取利息	2,057	125
為替差益	41,595	-
雑収入	-	809
営業外収益合計	43,652	934
営業外費用		
為替差損	-	36,913
営業外費用合計	-	36,913
経常損失()	542,901	662,879
特別利益		
自己新株予約権消却益	12,000	-
新株予約権戻入益	4,878	10,281
受取和解金	-	65,145
特別利益合計	16,878	75,426
特別損失		
固定資産除売却損	22	72
関係会社清算損	6,143	-
特別損失合計	6,165	72
税金等調整前四半期純損失()	532,188	587,525
法人税、住民税及び事業税	540	1,414
法人税等合計	540	1,414
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	588,940
四半期純損失()	532,728	588,940

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,024,141	1,205,670
減価償却費	9,849	11,376
負ののれん発生益	-	13,969
のれん償却額	1,191,073	1,191,073
株式報酬費用	32,114	56,689
自己新株予約権消却益	12,000	-
新株予約権戻入益	4,878	12,034
和解金	-	65,145
関係会社清算損益(は益)	6,143	-
賞与引当金の増減額(は減少)	59	1,556
為替差損益(は益)	107,703	103,268
売上債権の増減額(は増加)	13,368	69,121
前払費用の増減額(は増加)	10,524	7,136
未収入金の増減額(は増加)	1,853	3,041
立替金の増減額(は増加)	14,338	-
未収付加価値税増減額(は増加)	1,955	4,994
仕入債務の増減額(は減少)	-	54,888
未払金の増減額(は減少)	10,915	1,771
未払費用の増減額(は減少)	76,341	38,576
預り金の増減額(は減少)	907	-
その他	22,518	7,453
小計	36,019	28,393
利息及び配当金の受取額	3,605	828
和解金の受取額	-	65,145
法人税等の還付額	184,629	45,407
法人税等の支払額	2,160	3,941
営業活動によるキャッシュ・フロー	222,095	135,833
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,022	-
無形固定資産の取得による支出	-	2,963
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	19,290
差入保証金の解約による収入	38,981	-
その他	7	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,966	22,853
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,000	-
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,000	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,814	22,322
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	278,875	90,658
現金及び現金同等物の期首残高	1,768,524	1,857,944
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,047,400	1,948,602

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間に株式会社アクティブスファーマの全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 3社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第3四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「仕入債務の増減額」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「仕入債務の増減額」は、42千円の減少であります。 前第3四半期連結累計期間において「預り金の増減額」は区分掲記しておりましたが、当第3四半期連結累計期間において重要性が減少したため、営業キャッシュ・フローの「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間における「預り金の増減額」は、447千円の減少であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は75,324千円であり ます。</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>開発品A D 9 2 3(平成21年10月ファーマソル社 (英国、Pharmasol R&D Ltd.)に譲渡)について、ム ンディファーマ社に導出していた欧州における販売 権等を買戻したことに関連し、当社に対し新たな開 発パートナーからの収入があった場合には、同社に対 し1.5百万ポンドを上限として、収入の20%を支払う取 り決めとなっております。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は44,378千円であり ます。</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>開発品A D 9 2 3(平成21年10月ファーマソル社 (英国、Pharmasol R&D Ltd.)に譲渡)について、ム ンディファーマ社に導出していた欧州における販売 権等を買戻したことに関連し、当社に対し新たな開 発パートナーからの収入があった場合には、同社に対 し1.5百万ポンドを上限として、収入の20%を支払う取 り決めとなっております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																		
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>276,552千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>1,191,073</td> </tr> </table> <p>なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>人件費</td> <td>90,993千円</td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td>144,368</td> </tr> </table>	研究開発費	276,552千円	のれん償却額	1,191,073	人件費	90,993千円	委託費用	144,368	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は 次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>研究開発費</td> <td>197,511千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>1,191,073</td> </tr> <tr> <td>人件費(研究開発費に含まれる もの以外)</td> <td>251,362</td> </tr> </table> <p>なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち 主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>人件費</td> <td>111,839千円</td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td>56,727</td> </tr> </table>	研究開発費	197,511千円	のれん償却額	1,191,073	人件費(研究開発費に含まれる もの以外)	251,362	人件費	111,839千円	委託費用	56,727
研究開発費	276,552千円																		
のれん償却額	1,191,073																		
人件費	90,993千円																		
委託費用	144,368																		
研究開発費	197,511千円																		
のれん償却額	1,191,073																		
人件費(研究開発費に含まれる もの以外)	251,362																		
人件費	111,839千円																		
委託費用	56,727																		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
研究開発費 67,390千円	研究開発費 75,169千円
のれん償却額 397,024	のれん償却額 397,024
なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	人件費(研究開発費に含まれるもの以外) 100,823
人件費 29,898千円	なお、研究開発費の総額は上記金額であり、そのうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
委託費用 28,269	人件費 39,082千円
	委託費用 31,428

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 1,947,400千円	現金及び預金勘定 1,948,602千円
取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	現金及び現金同等物 1,948,602千円
現金及び現金同等物 2,047,400千円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 117,913株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 -株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の第3四半期連結会計期間末残高 197,893千円(親会社197,893千円、連結子会社-千円)

(注)第25回~第28回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

医薬事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

医薬事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	85,753	4,220	-	81,532	-	81,532
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	85,753	4,220	-	81,532	-	81,532
営業利益（又は営業損失（ ））	113,330	473,222	1	586,554	-	586,554

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (千円)	欧州 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	175,235	694,930	-	870,165	-	870,165
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	175,235	694,930	-	870,165	-	870,165
営業利益（又は営業損失（ ））	440,842	719,619	1	1,160,463	-	1,160,463

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 欧州.....英国
 (2) 北米.....米国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	欧州	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	8,777	37,558	4,556	33,337
連結売上高（千円）	-	-	-	81,532
連結売上高に占める海外売上 高の割合（%）	10.8	46.1	5.6	40.9

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	欧州	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	690,373	78,269	4,556	773,199
連結売上高（千円）	-	-	-	870,165
連結売上高に占める海外売上 高の割合（%）	79.3	9.0	0.5	88.9

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 欧州.....スイス
 オセアニア.....オーストラリア
 その他.....米国
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、持株会社体制をとっており、持株会社がグループ全体の経営管理機能を担っております。

当社グループは、現在の利益管理単位である会社をベースとし、国内医薬事業と海外医薬事業の二つを報告セグメントとしております。国内医薬事業は、製品を海外から輸入し、国内外への販売を主たる事業としております。また、海外医薬事業は、医薬品を導入・開発し、アウトライセンスを主体とした事業を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

	国内医薬事業 (千円)	海外医薬事業 (千円)	合計 (千円)
売上高			
外部顧客への売上高	54,727	663,841	718,569
計	54,727	663,841	718,569
セグメント損失()	219,902	601,908	821,810

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

	国内医薬事業 (千円)	海外医薬事業 (千円)	合計 (千円)
売上高			
外部顧客への売上高	480	8,204	8,684
計	480	8,204	8,684
セグメント損失()	85,857	413,754	499,611

(注) 第2四半期連結会計期間において、当社は株式会社アクティブスファーマの株式を取得し、同社を子会社としました。それにより、当第3四半期連結会計期間末の国内医薬事業のセグメント資産が前連結会計年度末に比べ532百万円増加しております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

利益	金額 (千円)
報告セグメント計	821,810
全社費用(注)	346,364
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,168,174

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

利益	金額 (千円)
報告セグメント計	499,611
全社費用(注)	127,289
四半期連結損益計算書の営業損失()	626,900

(注) 全社費用は、単独では収益を獲得しない持株会社にかかる費用であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産についての重要な減損損失の認識、又はのれんの金額に重要な影響を及ぼす事象はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

売掛金及び買掛金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

平成22年12月31日における売掛金及び買掛金の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

科目	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	151	151	-
買掛金	122	122	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

売掛金及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

著しい変動がないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

著しい変動がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 77,243.50円	1株当たり純資産額 86,704.46円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 8,700.41円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 10,225.64円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失() (千円)	1,025,761	1,205,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	1,025,761	1,205,736
期中平均株式数(株)	117,898	117,913
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権10種類の消却による減少(新株予約権の目的となる株式の数18,115株)。	第25回～第28回新株予約権の発行(3,065個)。 概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 4,518.21円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 4,994.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失() (千円)	532,728	588,940
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	532,728	558,940
期中平均株式数(株)	117,907	117,913
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権10種類の消却による減少(新株予約権の目的となる株式の数18,115株)。	第25回～第28回新株予約権の発行(3,065個)。 概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

(リース取引関係)
 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

そーせいグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているそーせいグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、そーせいグループ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

そーせいグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているそーせいグループ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、そーせいグループ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。